

令和6年度 東京国際空港空港アクセス鉄道開削部

(ターミナル北連絡橋部) 他躯体築造工事に係る契約者の選定経緯について

令和7年3月31日

関東地方整備局

目 次

1. 案件概要-----	1
2. 経緯-----	1
3. 競争参加資格確認-----	4
4. 技術提案審査-----	4
5. 価格等交渉-----	13
6. 契約相手方の決定-----	14
7. 技術提案・交渉方式に係る専門部会の経緯-----	14

1. 案件概要

(1) 発注者

国土交通省 関東地方整備局

(2) 案件名

- 1) 令和5年度 東京国際空港空港アクセス鉄道開削部（ターミナル北連絡橋部）他躯体築造工事に係る技術協力業務
- 2) 令和6年度 東京国際空港空港アクセス鉄道開削部（ターミナル北連絡橋部）他躯体築造工事

(3) 施工場所

東京都大田区羽田空港 東京国際空港内

(4) 案件内容

1) 技術協力業務

技術提案の技術情報等の提出 1式、その他の技術情報等の提出 1式、
設計調整協議 3回、設計の確認 1式、施工計画の作成 1式、全体工事費の算出 1式、
関係機関との協議資料作成支援 1式、

2) 工事

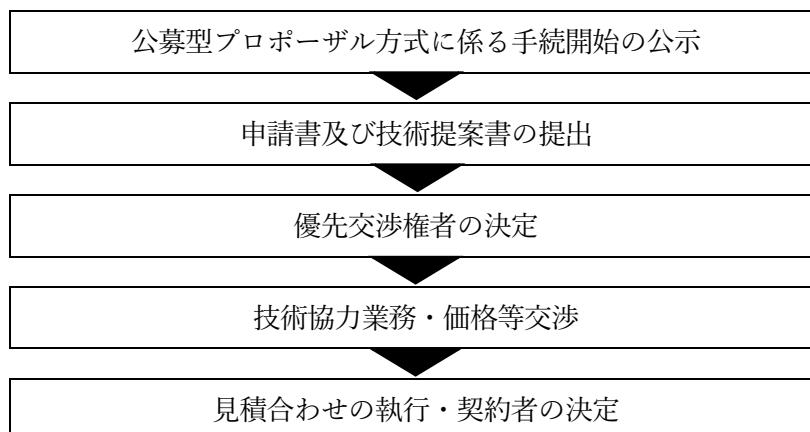
仮設工 1式、撤去工 1式、地盤改良工 1式、土工 1式、本体工 1式、
復旧工 1式、基礎杭工 1式、調査工 1式、

(5) 履行期間

- 1) 技術協力業務 令和5年10月24日～令和6年10月4日
- 2) 工事 令和7年3月25日～令和11年3月23日

2. 経緯

(1) 契約者決定の流れ



(2) 契約者決定までの主な経緯

契約者決定までの主な経緯は表－１のとおりである。

表－１ 契約者決定までの主な経緯

日 付	内 容
令和５年５月１９日	技術提案・交渉方式に係る専門部会（第１回）
令和５年５月３１日	入札・契約手続運営委員会（公示内容確認）
令和５年６月２１日	契約手続開始の公示
令和５年６月２１日～ 令和５年８月２日	申請書及び技術提案書の提出期間
令和５年８月２５日、 令和５年８月２８日	技術提案書提出者に対してのヒアリング
令和５年９月２９日	技術提案・交渉方式に係る専門部会（第２回）
令和５年１０月４日	入札・契約手続運営委員会（優先交渉権者の決定）
令和５年１０月５日	優先交渉権者選定通知
令和５年１０月２４日	技術協力業務契約締結、基本協定締結、設計協力協定締結
令和６年１０月４日	技術協力業務完了
令和６年１２月６日～ 令和７年１月１０日	価格等交渉（６回）
令和７年１月２４日	技術提案・交渉方式に係る専門部会（第３回）
令和７年１月２９日	入札・契約手続運営委員会（契約相手方特定）
令和７年１月３０日	特定通知
令和７年３月１３日	見積合わせ
令和７年３月２５日	工事請負契約締結

(3) 工事実施者の選定方法

本工事は、道路橋の直下やモノレールトンネルの直上等において、開削工法により、「羽田空港アクセス線」のトンネル躯体を築造するものであり、下記の課題がある。

- ・首都高湾岸道路連絡橋及びターミナル北連絡橋の橋台や基礎の受け替えが必要であるが、これらの橋梁は、第2ターミナル方面へのアクセス道路になっているため、両橋における通行を確保し、工事による交通への影響を最小化する必要がある。
- ・施工ヤードとなるRX用地及び第2バスプールに工事用車両が入退場する際、第2ターミナル前の道路を通過する必要があるため、ターミナル前の道路が混雑し、空港利用者に影響が出る懸念があるため、第2ターミナル周辺道路における交通への影響を最小化する必要がある。
- ・モノレール躯体との近接施工になる他、開削時には同躯体の浮上りが懸念されるため、モノレールの運行に支障を来さないよう、同躯体の安定性を考慮した施工が必要である。
- ・施工箇所は軟弱かつ複雑な地盤であるため、地盤改良の確実な施工をはじめ、様々な施工リスクへの対応も必要である。

以上のように本工事は技術的難易度が高く、詳細設計において施工者の高度で専門的な知見を活用する必要があることから、技術提案・交渉方式の技術協力・施工タイプを適用し、躯体築造工事に関する技術提案を求めることとした。

本方式は、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と技術協力業務の契約を締結し、別の契約に基づき実施している設計に技術提案内容を反映させ、価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結するものである

(4) 工事実施者の選定体制

技術提案等の審査・評価は、関東地方整備局の入札契約手続運営委員会に諮った上で決定した。また、中立かつ公正な審査・評価の確保を図るため、学識経験者で構成する「技術提案・交渉方式に係る専門部会」（以下、「専門部会」という。）を設置した。専門部会は、表-2の学識経験者4名で構成し、公示前、技術審査段階、価格等の交渉段階の3段階において意見聴取を行った。なお、専門部会は非公開とした。

表-2 技術提案・交渉方式に係る専門部会の委員

属性及び専門分野
大学教授（経済学分野）
大学教授（環境工学分野）
大学教授（土木工学分野）
大学教授（土木工学分野）

※委員の氏名等は、羽田空港アクセス鉄道事業に係る全ての工事契約を締結した後に公表予定。

3. 競争参加資格確認

(1) 競争参加資格確認

競争参加資格確認は、競争参加者としての適正な資格と必要な実績を有するかを審査するものである。

(2) 審査結果

令和5年8月2日までに4者の応募があった。4者から提出された競争参加資格確認申請書について資格審査を行った結果、いずれの者も競争参加資格を満たしていた。

4. 技術提案審査

(1) 技術提案審査の概要

技術提案審査にあたり、以下の5提案を求めた。

〈技術提案項目〉

- ① 首都高湾岸道路連絡橋、ターミナル北連絡橋その他の第2ターミナル周辺道路における交通への影響の最小化に有効な施工方法の提案
- ② モノレール躯体の安定性を考慮した施工方法の提案
- ③ 施工期間の短縮に有効な施工方法・手順・体制の提案
- ④ 施工リスクを踏まえた工事の全体コスト縮減に有効な施工方法・手順・体制の提案

〈実施方針〉

技術協力業務に関する実施方針

上記の4者に対して技術提案を評価し、技術協力業務及び価格交渉を行う優先交渉権者1者及び次順位以下の交渉権者を決定した。技術提案の評価は各者60分のヒアリングを実施し技術提案内容の確認を行った上で、上述の提案項目に関する提案内容を審査することで行った。

なお、公示後、技術提案書等の作成に関する質問期間（令和5年6月21日～令和5年7月26日）に、68件の質問を受領・回答している。

(2) 審査結果

審査にあたっての評価基準及び配点は表－３、審査結果は表－４、表－５のとおりである。

表－３ 評価基準

技術提案項目		評価基準		配点	小計
技術提案	① 首都高湾岸道路連絡橋、ターミナル北連絡橋その他の第2ターミナル周辺道路における交通への影響の最小化に有効な施工方法の提案	的確性	・ 道路交通の状況を踏まえた考慮すべき事項が適切に記載されている場合	100	400
			・ 道路交通への影響の最小化に有効である場合	200	
		実現性	・ 提案内容の根拠（現場条件との整合性や資機材調達の確実性等）、課題とその対応策等が記載され、提案内容に説得力がある場合	100	
			・ 提案内容を裏付ける実施事例や類似事例の記載があり、具体的な裏付けがある場合		
	② モノレール躯体の安定性を考慮した施工方法の提案	的確性	・ 施工によって躯体に与え得る影響が適切に記載されている場合	50	200
			・ 躯体への影響を抑制し、安定性の確保に有効である場合	100	
		実現性	・ 提案内容の根拠（現場条件との整合性や資機材調達の確実性等）、課題とその対応策等が記載され、提案内容に説得力がある場合	50	
			・ 提案内容を裏付ける実施事例や類似事例の記載があり、具体的な裏付けがある場合		
	③ 施工期間の短縮に有効な施工方法・手順・体制の提案	的確性	・ 施工期間短縮を実現するにあたって考慮すべき事項が適切に記載されている場合	50	200
			・ 施工期間短縮を実現するにあたって考慮すべき事項を踏まえた施工方法・手順・体制とこれらによる想定短縮期間等が具体的に記載され、施工期間の短縮に有効である場合	100	
		実現性	・ 提案内容の根拠（現場条件との整合性や資機材調達の確実性等）、課題とその対応策等が記載され、提案内容に説得力がある場合	50	
			・ 提案内容を裏付ける実施事例や類似事例の記載があり、具体的な裏付けがある場合		
	④ 施工リスクを踏まえた工事の全体コスト縮減に有効な施工方法・手順・体制の提案	的確性	・ 地盤条件や周辺環境条件を踏まえた施工リスクが適切に記載されている場合	25	100
			・ 施工リスクを踏まえた施工方法・手順・体制とこれらによる想定コスト縮減額等が具体的に記載され、コスト縮減に有効な提案である場合	50	
		実現性	・ 提案内容の根拠（現場条件との整合性や資機材調達の確実性等）、課題とその対応策等の記載があり、提案内容に説得力がある場合	25	
			・ 提案内容を裏付ける実施事例や類似事例の記載があり、具体的な裏付けがある場合		
実施方針		評価基準		配点	小計
実施方針	技術協力業務に関する実施方針	理解度	・ 業務目的、現地条件、与条件について、適切かつ論理的に整理されており理解度が高い場合	50	100
		実施手順・体制	・ 実施手順の妥当性及び手順上の具体的な工夫がある場合 ・ 主要ポイントの抽出に関する着眼点が適切である場合 ・ 本業務の内容、規模について、十分（具体的）な実施体制が確保されている場合	50	
合計				1000	

項目別配点	A から C の場合の評価				
	A	A'	B	B'	C
α	$\alpha * 5 / 5$	$\alpha * 4 / 5$	$\alpha * 3 / 5$	$\alpha * 2 / 5$	$\alpha * 0 / 5$

※得点は小数点第 1 位を有効とする。

表－4 審査結果

業者名	技術提案項目				実施 方針	合計点	概要
	①	②	③	④			
ア者	270.0	117.5	122.5	63.8	70.0	643.8	交渉権者
イ者	280.0	137.5	132.5	63.8	65.0	678.8	交渉権者
ウ者	285.0	150.0	135.0	63.8	70.0	703.8	交渉権者
エ者	305.0	130.0	140.0	63.8	72.5	711.3	優先交渉権者

※1 得点は評価者 4 名による審査結果を平均したもの

※2 凡例

ア者：清水・りんかい日産特定建設工事共同企業体

イ者：五洋・大成・西松特定建設工事共同企業体

ウ者：大林・若築・大本特定建設工事共同企業体

エ者：鹿島・東亜・あおみ特定建設工事共同企業体

表－５ 個別評価

技術提案項目	評価基準	ア者	イ者	ウ者	エ者
① 首都高湾岸道路連絡橋、ターミナル北連絡橋その他の第２ターミナル周辺道路における交通への影響の最小化に有効な施工方法の提案	的確性	70.0	75.0	75.0	75.0
		140.0	140.0	150.0	170.0
	実現性	60.0	65.0	60.0	60.0
	小計（400 点）	270.0	280.0	285.0	305.0
② モノレール躯体の安定性を考慮した施工方法の提案	的確性	35.0	35.0	35.0	35.0
		60.0	70.0	85.0	65.0
	実現性	22.5	32.5	30.0	30.0
	小計（200 点）	117.5	137.5	150.0	130.0
③ 施工期間の短縮に有効な施工方法・手順・体制の提案	的確性	30.0	37.5	32.5	32.5
		70.0	65.0	70.0	75.0
	実現性	22.5	30.0	32.5	32.5
	小計（200 点）	122.5	132.5	135.0	140.0
④ 施工リスクを踏まえた工事の全体コスト縮減に有効な施工方法・手順・体制の提案	的確性	16.3	16.3	16.3	16.3
		32.5	32.5	32.5	32.5
	実現性	15.0	15.0	15.0	15.0
	小計（100 点）	63.8	63.8	63.8	63.8
実施方針	評価基準	ア者	イ者	ウ者	エ者
技術協力業務に関する実施方針	理解度	35.0	35.0	35.0	32.5
	実施手順体制	35.0	30.0	35.0	40.0
	小計（100 点）	70.0	65.0	70.0	72.5
評価点 合計（1000 点）		643.8	678.8	703.8	711.3
順位		4	3	2	1
優先交渉権者					○

※１ 得点は評価者４名による審査結果を平均したもの

※２ 凡例

ア者：清水・りんかい日産特定建設工事共同企業体

イ者：五洋・大成・西松特定建設工事共同企業体

ウ者：大林・若築・大本特定建設工事共同企業体

エ者：鹿島・東亜・あおみ特定建設工事共同企業体

各評価項目の評価の考え方は以下のとおりである。

- ① 首都高湾岸道路連絡橋、ターミナル北連絡橋その他の第2ターミナル周辺道路における交通への影響の最小化に有効な施工方法の提案

■的確性

・道路交通の状況を踏まえた考慮すべき事項が適切に記載されている場合

A (100点)：道路交通の状況を踏まえた考慮すべき事項が適切かつ広範に記載されている。

A' (80点)：道路交通の状況を踏まえた考慮すべき事項が適切に記載されている。

B (60点)：道路交通の状況を踏まえた考慮すべき事項が記載されているが、内容が一般的である。

B' (40点)：道路交通の状況を踏まえた考慮すべき事項が記載されているが、内容に不明確又は一部不適切な箇所がある。

C (0点)：道路交通の状況を踏まえた考慮すべき事項の記載がない、又は内容が不適切である。

・道路交通への影響の最小化に有効である場合

A (200点)：道路交通への影響の最小化に効果が高い提案である。

A' (160点)：道路交通への影響の最小化に有効な提案である。

B (120点)：道路交通への影響の最小化について記載があるが、内容が一般的である。

B' (80点)：道路交通への影響の最小化について記載があるが、内容に不明確又は一部不適切な箇所がある。

C (0点)：道路交通への影響の最小化について記載がない、又は内容が不適切である。

■実現性

・提案内容の根拠（現場条件との整合性や資機材調達の確実性等）、課題とその対応策等が記載され、提案内容に説得力がある場合

・提案内容を裏付ける実施事例や類似事例の記載があり、具体的な裏付けがある場合

A (100点)：提案内容の根拠又は裏付けとなる事例等が論理的かつ具体的に記載され、実現性が非常に高い。

A' (80点)：提案内容の根拠又は裏付けとなる事例等が論理的に記載され、実現性が高い。

B (60点)：提案内容の根拠又は裏付けとなる事例等が記載され、実現性がある。

B' (40点)：提案内容の根拠又は裏付けとなる事例等が記載されているが、内容に不明確又は一部不適切な箇所があり、実現性がやや低い。

C (0点)：提案内容の根拠又は裏付けとなる事例等の記載がない、又は内容が不適切であり、実現性が低い。

② モノレール躯体の安定性を考慮した施工方法の提案

■的確性

- ・施工によって躯体に与え得る影響が適切に記載されている場合

A (50 点)：施工によって躯体に与え得る影響が適切かつ広範に記載されている。

A' (40 点)：施工によって躯体に与え得る影響が適切に記載されている。

B (30 点)：施工によって躯体に与え得る影響が記載されているが、内容が一般的である。

B' (20 点)：施工によって躯体に与え得る影響が記載されているが、内容に不明確又は一部不適切な箇所がある。

C (0 点)：施工によって躯体に与え得る影響の記載がない、又は内容が不適切である。

- ・躯体への影響を抑制し、安定性の確保に有効である場合

A (100 点)：躯体への影響を抑制し、安定性の確保に効果が高い提案である。

A' (80 点)：躯体への影響を抑制し、安定性の確保に有効な提案である。

B (60 点)：躯体への影響を抑制し、安定性の確保について記載があるが、内容が一般的である。

B' (40 点)：躯体への影響を抑制し、安定性の確保について記載があるが、内容に不明確又は一部不適切な箇所がある。

C (0 点)：躯体への影響の抑制、安定性の確保について記載がない、又は内容が不適切である。

■実現性

- ・提案内容の根拠（現場条件との整合性や資機材調達の実現性等）、課題とその対応策等が記載され、提案内容に説得力がある場合

- ・提案内容を裏付ける実施事例や類似事例の記載があり、具体的な裏付けがある場合

A (50 点)：提案内容の根拠又は裏付けとなる事例等が論理的かつ具体的に記載され、実現性が非常に高い。

A' (40 点)：提案内容の根拠又は裏付けとなる事例等が論理的に記載され、実現性が高い。

B (30 点)：提案内容の根拠又は裏付けとなる事例等が記載され、実現性がある。

B' (20 点)：提案内容の根拠又は裏付けとなる事例等が記載されているが、内容に不明確又は一部不適切な箇所があり、実現性がやや低い。

C (0 点)：提案内容の根拠又は裏付けとなる事例等の記載がない、又は内容が不適切であり、実現性が低い。

③ 施工期間の短縮に有効な施工方法・手順・体制の提案

■的確性

- ・施工期間短縮を実現するにあたって考慮すべき事項が適切に記載されている場合
 - A (50点)：施工期間の短縮を実現するにあたって考慮すべき事項が適切かつ広範に記載されている。
 - A' (40点)：施工期間の短縮を実現するにあたって考慮すべき事項が適切に記載されている。
 - B (30点)：施工期間の短縮を実現するにあたって考慮すべき事項が記載されているが、内容が一般的である。
 - B' (20点)：施工期間の短縮を実現するにあたって考慮すべき事項が記載されているが、内容に不明確又は一部不適切な箇所がある。
 - C (0点)：施工期間の短縮を実現するにあたって考慮すべき事項の記載がない、又は内容が不適切である。
- ・施工期間短縮を実現するにあたって考慮すべき事項を踏まえた施工方法・手順・体制とこれらによる想定短縮期間等が具体的に記載され、施工期間の短縮に有効である場合
 - A (100点)：施工期間の短縮を実現するにあたって考慮すべき事項を踏まえた施工方法・手順・体制とこれらによる想定短縮期間が具体的に記載され、施工期間の短縮に効果が高い提案である。
 - A' (80点)：施工期間の短縮を実現するにあたって考慮すべき事項を踏まえた施工方法・手順・体制とこれらによる想定短縮期間が具体的に記載され、施工期間の短縮に有効な提案である。
 - B (60点)：施工期間の短縮を実現するにあたって考慮すべき事項を踏まえた施工方法・手順・体制とこれらによる想定短縮期間が記載されているが、内容が一般的である。
 - B' (40点)：施工期間の短縮を実現するにあたって考慮すべき事項を踏まえた施工方法・手順・体制とこれらによる想定短縮期間が記載されているが、内容に不明確又は一部不適切な箇所がある。
 - C (0点)：施工期間の短縮を実現するにあたって考慮すべき事項を踏まえた施工方法・手順・体制とこれらによる想定短縮期間の記載がない、又は内容が不適切である。

■実現性

- ・提案内容の根拠（現場条件との整合性や資機材調達の確実性等）、課題とその対応策等が記載され、提案内容に説得力がある場合
- ・提案内容を裏付ける実施事例や類似事例の記載があり、具体的な裏付けがある場合
 - A (50点)：提案内容の根拠又は裏付けとなる事例等が論理的かつ具体的に記載され、実現性が非常に高い。
 - A' (40点)：提案内容の根拠又は裏付けとなる事例等が論理的に記載され、実現性が高い。
 - B (30点)：提案内容の根拠又は裏付けとなる事例等が記載され、実現性がある。
 - B' (20点)：提案内容の根拠又は裏付けとなる事例等が記載されているが、内容に不明確又は一部不適切な箇所があり、実現性がやや低い。
 - C (0点)：提案内容の根拠又は裏付けとなる事例等の記載がない、又は内容が不適切であり、実現性が低い。

④ 施工リスクを踏まえた工事の全体コスト縮減に有効な施工方法・手順・体制の提案

■的確性

- ・地盤条件や周辺環境条件を踏まえた施工リスクが適切に記載されている場合

- A (25点)：考慮すべき地盤条件や周辺環境条件等を踏まえた施工リスクが適切かつ広範に記載されている。
- A' (20点)：考慮すべき地盤条件や周辺環境条件等を踏まえた施工リスクが適切に記載されている。
- B (15点)：考慮すべき地盤条件や周辺環境条件等を踏まえた施工リスクが記載されているが、内容が一般的である。
- B' (10点)：考慮すべき地盤条件や周辺環境条件等を踏まえた施工リスクが記載されているが、内容が不明確又は一部不適切な箇所がある。
- C (0点)：考慮すべき地盤条件や周辺環境条件等を踏まえた施工リスクの記載がない、又は内容が不適切である。

- ・施工リスクを踏まえた施工方法・手順・体制とこれらによる想定コスト縮減額等が具体的に記載され、コスト縮減に有効な提案である場合

- A (50点)：施工リスクを踏まえた施工方法・手順・体制とこれらによる想定コスト縮減額等が具体的に記載され、コスト縮減に効果が高い提案である。
- A' (40点)：施工リスクを踏まえた施工方法・手順・体制とこれらによる想定コスト縮減額等が具体的に記載され、コスト縮減に有効な提案である。
- B (30点)：施工リスクを踏まえた施工方法・手順・体制とこれらによる想定コスト縮減額等が記載されているが、内容が一般的である。
- B' (20点)：施工リスクを踏まえた施工方法・手順・体制とこれらによる想定コスト縮減額等が記載されているが、内容に不明確又は一部不適切な箇所がある。
- C (0点)：施工リスクを踏まえた施工方法・手順・体制とこれらによる想定コスト縮減額等の記載がない、又は内容が不適切である。

■実現性

- ・提案内容の根拠（現場条件との整合性や資機材調達の確実性等）、課題とその対応策等の記載があり、提案内容に説得力がある場合

- ・提案内容を裏付ける実施事例や類似事例の記載があり、具体的な裏付けがある場合

- A (25点)：提案内容の根拠又は裏付けとなる事例等が論理的かつ具体的に記載され、実現性が非常に高い。
- A' (20点)：提案内容の根拠又は裏付けとなる事例等が論理的に記載され、実現性が高い。
- B (15点)：提案内容の根拠又は裏付けとなる事例等が記載され、実現性がある。
- B' (10点)：提案内容の根拠又は裏付けとなる事例等が記載されているが、内容に不明確又は一部不適切な箇所があり、実現性がやや低い。
- C (0点)：提案内容の根拠又は裏付けとなる事例等の記載がない、又は内容が不適切であり、実現性が低い。

技術協力業務に関する実施方針

■理解度

- ・業務目的、現地条件、与条件について、適切かつ論理的に整理されており理解度が高い場合

A（50点）：業務目的、現地条件、与条件について適切かつ論理的に整理され、本業務を遂行するに当たって理解度が非常に高い。

A'（40点）：業務目的、現地条件、与条件について整理され、本業務を遂行するに当たって理解度が高い。

B（30点）：業務目的、現地条件、与条件について記載があるが、内容が一般的である。

B'（20点）：業務目的、現地条件、与条件について記載があるが、内容に不明確又は一部不適切な箇所がある。

C（0点）：業務目的、現地条件、与条件について記載がない、又は内容が不適切である。

■実施手順・体制

- ・実施手順の妥当性及び手順上の具体的な工夫がある場合

- ・主要ポイントの抽出に関する着眼点が適切である場合

- ・本業務の内容、規模について、十分（具体的）な実施体制が確保されている場合

A（50点）：実施手順及び手順上の具体的な工夫、主要ポイントの抽出に対する着眼点、実施体制の確保について適切かつ具体的に整理がされており、内容が非常に優れている。

A'（40点）：実施手順及び手順上の具体的な工夫、主要ポイントの抽出に対する着眼点、実施体制の確保について整理がされており、内容が優れている。

B（30点）：実施手順及び手順上の具体的な工夫、主要ポイントの抽出に対する着眼点、実施体制の確保について記載があるが、内容が一般的である。

B'（20点）：実施手順及び手順上の具体的な工夫、主要ポイントの抽出に対する着眼点、実施体制の確保について記載があるが、内容に不明確又は一部不適切な箇所がある。

C（0点）：実施手順及び手順上の具体的な工夫、主要ポイントの抽出に対する着眼点、実施体制の確保について記載がない、又は内容が不適切である。

5. 価格等交渉

(1) 実施方法

発注者及び優先交渉権者で技術協力業務の契約を締結するにあたり、設計業務及び技術協力業務完了後の工事の契約に向けた価格等の交渉等に関する基本協定を令和5年10月24日に締結した。

(2) 経過

基本協定に基づき、6回の価格等交渉を実施した。主な経過は以下のとおりである。

【第1回】令和6年12月6日

【第2回】令和6年12月11日

【第3回】令和6年12月23日

【第4回】令和6年12月26日

【第5回】令和7年1月6日

【第6回】令和7年1月10日

上記6回の価格等交渉を踏まえ、発注者において優先交渉権者の価格の妥当性を確認したことから、令和7年1月24日、第3回専門部会に価格等交渉結果について報告し、価格交渉結果及び交渉成立の妥当性が確認された。

(3) 価格の妥当性の検証について

優先交渉権者から提出された工種毎における見積額の妥当性の検証については、以下のとおり行い、見積条件やヒアリング等により確認した。

① 歩掛については、原則、標準歩掛を使用し、標準歩掛が適用出来ないものについては各工法協会の積算基準及び特別調査結果を使用した。なお、特別調査が実施出来ない歩掛については見積りを採用し、これまでの類似実績等を参考に妥当性を確認した。

② 設計単価（労務単価、資材単価、機械経費）については、原則、関東地方整備局の統一単価及び市場単価を使用するとともに、特殊な材料については特別調査単価を使用した。

また、総価において、当初発注者が公示時に設定した参考額（公示時）を、詳細設計実施により現場条件に合った仮設工及び地盤改良工等への見直し及び物価上昇等を考慮して参考額（詳細設計時）へ見直した。

参考額（公示時）

約 101 億円（税込み）

参考額（詳細設計時）

約 235 億円（税込み）

技術提案及び価格等交渉の結果、優先交渉権者の見積額(186 億円)が妥当であることを確認し契約を締結した。

契約額

約 118 億円（税込み）

未契約額（別途、優先交渉権者と契約変更により締結予定）

約 68 億円（税込み）

(4) その他

価格等交渉の過程で決定した施工検討等については、特記仕様書に記載し契約に反映させた。

(5) 見積合わせ

実施日時 令和7年3月13日

6. 契約相手方の決定

(1) 工事名 令和6年度 東京国際空港空港アクセス鉄道開削部（ターミナル北連絡橋部）他躯体築造工事

(2) 契約者 鹿島・東亜・あおみ特定建設工事共同企業体

(3) 工事場所 東京都大田区羽田空港 東京国際空港内

(4) 工事請負契約締結日 令和7年3月25日

(5) 契約金額 予定価格 11,820,391,000 円（消費税及び地方消費税含む）
契約金額 11,813,989,000 円（消費税及び地方消費税含む）

7. 技術提案・交渉方式に係る専門部会の経緯

本工事の手續にあたっては、中立かつ公正な審査を行うため、学識経験者等で横成する専門部会を設置し、全3回の意見聴取を行った。

各委員会の開催日及び意見聴取事項等は以下のとおりである。

【第1回専門部会 公示前】

1) 開催日：令和5年5月19日

2) 意見聴取事項

- ① 技術提案・交渉方式の適用の妥当性について
- ② 技術提案の範囲・項目・評価基準の妥当性について
- ③ 参考額の設定方法の妥当性について
- ④ 価格等の交渉の実施に係る事項、交渉結果の公表事項の妥当性について

3) 主な意見

- ・技術提案項目・評価基準について
- ・参考額の設定方法について
- ・価格等の交渉の実施に係る事項について

【第2回専門部会 技術審査段階】

- 1) 開催日：令和5年9月29日
- 2) 意見聴取事項
 - ① 技術提案の審査・評価結果の妥当性について
- 3) 主な意見
 - ・技術提案の審査・評価内容について

【第3回専門部会 価格等の交渉段階】

- 1) 開催日：令和7年1月24日
- 2) 意見聴取事項
 - ① 合意した見積条件の妥当性について
 - ② 工事費等を含めた交渉成立の妥当性について
 - ③ 予定価格算定の考え方の妥当性について
 - ④ 契約者の選定経緯に係る公表資料について
- 3) 主な意見
 - ・見積条件の内容について
 - ・価格等の交渉内容について
 - ・予定価格算定の考え方について
 - ・公表資料の記載内容について

以上